

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿			純 2.7	純 8.6				
		2 上記以外の地域			純 2.5	純 8.4				
		上記以外の地域								
		1 奥間								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 6 5 円以上のものについてはその評価額を 2 6 5 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 8.8	純 5.8	純 5.3		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道 1 4 4 号線沿	30	1.1	中 3.7	中 13	中 7.5	中 7.5		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.6	純 8.8	純 5.8	純 5.3		
い	今井	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿			純 3.2	純 7.0				
		2 上記以外の地域			純 3.1	純 6.9				
		上記以外の地域								
		1 国道 1 4 4 号線沿	30	1.1	中 4.4	中 8.9	中 6.1	中 4.9		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.3	純 7.0	純 4.7	純 3.6		
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿			純 6.7	純 8.9				
		2 上記以外の地域			純 5.2	純 7.9				
		上記以外の地域								
		1 三本松、大原、南木尻								
		(1) ニイガタサンハウス分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 1 2 円以上のものについてはその評価額を 2 1 2 円とみなして右の倍率を適用する	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大笹	。）	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		（２）寿産業分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 3 0 2 円以上のものについてはその評価額を 3 0 2 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		。）								
		（３）上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 5 2 円以上のものについてはその評価額を 2 5 2 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 6.5	純 8.9	純 9.2	純 9.2		
		2 上記以外の地域								
		（１）国道 1 4 4 号線沿	30	1.1	中 8.2	中 13	中 11	中 11		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 5.2	純 8.4	純 6.2	純 6.2		
		大前 農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿			純 6.5	純 14				
		2 上記以外の地域			純 3.7	純 7.5				
		上記以外の地域								
		1 細原								
		（１）大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）								
		イ 7 次地区（県道大笹・北軽井沢線より南側の地域）								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 6 6 0 円以上のものについてはその評価額を 6 6 0 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大前	イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 3 3 円以上のものについてはその評価額を 2 3 3 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	倍 ー	倍 ー	中 6.6	中 6.6		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 9.2	純 9.2		
		2 上記以外の地域								
		（1）国道 1 4 4 号線沿	30	1.1	中 8.2	中 19	中 11	中 11		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 7.6	純 5.3	純 5.3		
か	門貝	万座温泉	40	1.1	純 4.8	純 8.8	純 5.0	純 5.6		
		上記以外の地域	30	1.1	純 6.0	純 9.2	純 5.0	純 6.2		
	鎌原	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿、 浅間・白根火山ルート（有料道路）沿			純 5.9	純 8.8				
		2 上記以外の地域			純 4.5	純 8.7				
		上記以外の地域								
		1 大カイシコ								
		（1）三井不動産、第一観光開発分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 3 6 7 円以上のものについてはその評価額を 3 6 7 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	ー	ー	中 7.2	中 7.2		
		（2）紀州鉄道分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 3 6 6 円以上のものについてはその評価額を 3 6 6 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.3	ー	ー	中 7.3	中 7.3		
		（3）日本興業管理地区								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円 を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 ㎡当たり 2 9 1 円以上のも のについてはその評価額を 2 9 1 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	8.1	—	—	中 8.1	中 8.1		
		（4）王領地地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円 を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 ㎡当たり 3 5 4 円以上のも のについてはその評価額を 3 5 4 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（5）雪見地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円 を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 ㎡当たり 2 5 9 円以上のも のについてはその評価額を 2 5 9 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	8.0	—	—	中 8.0	中 8.0		
		（6）あやめヶ原地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円 を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 ㎡当たり 2 9 1 円以上のも のについてはその評価額を 2 9 1 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	7.7	—	—	中 7.7	中 7.7		
		（7）上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円 を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 ㎡当たり 2 8 2 円以上のも のについてはその評価額を 2 8 2 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	7.6	—	—	中 7.6	中 7.6		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.2	純 4.9		
		2 横築地								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 1439番地のうちの次の枝番地 1、106、198～206、 209～216、219～226、 230～235、243、250～ 252、272、276、277、 281、299～301、310、 314、317、336、337、 339、340、342～351、 358、360～371、414、 425 山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり289円以上のもの についてはその評価額を289 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり259円以上のもの についてはその評価額を259 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.1	純 4.7		
		3 鬼の泉水								
		(1) 東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地 山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり645円以上のもの についてはその評価額を645 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	3.7	—	—	中 3.7	中 3.7		
		(2) クレソントウン 山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり259円以上のもの についてはその評価額を259 円とみなして右の倍率を適用する	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	。）		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		（３）日本興業管理地区								
		イ 県道大笹・北軽井沢線より南側の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 9 1 円以上のものについてはその評価額を 2 9 1 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		ロ 上記以外の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 6 5 円以上のものについてはその評価額を 2 6 5 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（４）上記以外の地域								
		イ 県道大笹・北軽井沢線より南側の地域、日本興行管理地区北側の 1 0 5 3 番地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 4 7 円以上のものについてはその評価額を 2 4 7 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		ロ 上記以外の地域								
4	藤原	（イ）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 7 0 円以上のものについてはその評価額を 2 7 0 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		
		（ロ）上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.1	純 4.7		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 浅間ハイランド								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり346円以上のも のについてはその評価額を346 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		(2) パークヒル浅間地区								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり270円以上のも のについてはその評価額を270 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		(3) 上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり217円以上のも のについてはその評価額を217 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.1	純 4.7		
		5 湯本								
		(1) 浅間・白根火山ルート（有料道路） より東側の地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域（※固定資産税評価 額が1㎡当たり285円以上のも のについてはその評価額を285 円とみなして右の倍率を適用する 。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		(2) 日廣商事、日本興業、ニイガタサン ハウス分譲地								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権 割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等								
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼		
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり439円以上のものについてはその評価額を439円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		（3）浅間ハイランド										
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり346円以上のものについてはその評価額を346円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.5	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		（4）上記以外の地域										
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり192円以上のものについてはその評価額を192円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純	8.2	純	13	純	6.1	純	4.7
		6 立野										
		（1）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり254円以上のものについてはその評価額を254円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純	8.2	純	13	純	7.5	純	4.7
		7 城山、上ノ原										
（1）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり262円以上のものについてはその評価額を262円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	倍	倍	倍	倍	倍	倍				
（2）上記以外の地域	30	1.1	純	8.2	純	11	純	7.4	純	4.7		
8 群馬坂												

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	（１）寿産業分譲地	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 6 0 円以上のものについてはその評価額を 2 6 0 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（２）大正観光分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 6 9 円以上のものについてはその評価額を 1 6 9 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.5	—	—	中 5.5	中 5.5		
		（３）上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 3 6 円以上のものについてはその評価額を 1 3 6 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	4.4	—	—	中 4.4	中 4.4		
		ロ 上記以外の地域	30	1.2	純 8.2	純 13	純 7.5	純 4.7		
		9 柏木塚								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 7 6 円以上のものについてはその評価額を 1 7 6 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		（２）上記以外の地域	30	1.2	純 8.2	純 13	純 7.5	純 4.7		
	1 0 板橋原	（１）西武不動産の管理している地域								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 4 7 円以上のものについてはその評価額を 2 4 7 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	。）		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		（２）紀州鉄道分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２６０円以上のものについてはその評価額を２６０円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		。）								
		（３）上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２０５円以上のものについてはその評価額を２０５円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.0	—	—	中 6.0	中 6.0		
		。）								
		ロ 上記以外の地域	30	1.2	純 8.2	純 13	純 7.5	純 4.7		
		1 1 向林、向原								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり２５４円以上のものについてはその評価額を２５４円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0		
		（２）上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.9	純 4.1		
		1 2 大畑								
		（１）大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が１㎡当たり１８円を超える地域（※固定資産税評価額が１㎡当たり３５８円以上のものについてはその評価額を３５８円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		。）								
		（２）大畑緑ヶ丘地区（青葉湖より北側及び西側の地域）								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 7 3 円以上のものについてはその評価額を 2 7 3 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		（3）嬭恋の森								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 3 2 8 円以上のものについてはその評価額を 3 2 8 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		（4）上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 5 5 円以上のものについてはその評価額を 2 5 5 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 6.1	純 4.7		
		1 3 当籠								
		（1）四季リフレス分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 4 7 円以上のものについてはその評価額を 2 4 7 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		（2）上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 2 4 円以上のものについてはその評価額を 1 2 4 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	4.1	—	—	中 4.1	中 4.1		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 7.5	純 4.7		
		1 4 四良戸沢								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 4 8 円以上のものについてはその評価額を 2 4 8 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 7.5	純 4.7		
		1 5 笹塚								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 6 5 円以上のものについてはその評価額を 2 6 5 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 7.5	純 4.7		
		1 6 中原								
		(1) 三洋開発分譲地								
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 5 6 円以上のものについてはその評価額を 2 5 6 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 4 8 円以上のものについてはその評価額を 2 4 8 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.2	純 13	純 7.5	純 4.7		
		1 7 柏木原、中後原								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	鎌原	（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 3 1 0 円以上のものについてはその評価額を 3 1 0 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6. 1	—	—	中 6. 1	中 6. 1		
		（２）上記以外の地域	30	1. 1	純 8. 2	純 13	純 7. 5	純 4. 7		
		1 8 広川原								
		（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 3 0 円以上のものについてはその評価額を 1 3 0 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5. 1	—	—	中 5. 1	中 5. 1		
		（２）上記以外の地域	30	1. 1	純 8. 2	純 13	純 7. 5	純 4. 7		
		1 9 上記以外の地域								
		（１）浅間・白根火山ルート（有料道路）沿	30	1. 1	中 8. 2	中 14	中 9. 3	中 7. 5		
		（２）国道 1 4 4 号線沿	30	1. 1	中 7. 2	中 13	中 9. 3	中 7. 5		
		（３）上記以外の地域	30	1. 1	純 4. 7	純 8. 8	純 5. 4	純 3. 6		
さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿			純 3. 6	純 7. 3				
		2 上記以外の地域			純 3. 4	純 6. 9				
		上記以外の地域								
		1 国道 1 4 4 号線沿	30	1. 1	中 4. 9	中 11	中 7. 5	中 7. 5		
		2 上記以外の地域	30	1. 1	純 3. 6	純 7. 1	純 5. 3	純 4. 8		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿、主要地方道東御・嬭恋線沿、村道田代中央線沿			—	純 8. 9				
		2 上記以外の地域			—	純 8. 4				
		上記以外の地域								
		1 吾妻山								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
た	田代	（１）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 ㎡当たり 2 4 9 円以上のものについてはその評価額を 2 4 9 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		（２）上記以外の地域								
		イ 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.0	中 5.4		
		ロ 国道 1 4 4 号線沿、 村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.2	中 9.2		
		ハ 上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.4	純 6.0	純 5.2		
		2 上記以外の地域								
		（１）主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.0	中 5.4		
		（２）国道 1 4 4 号線沿、 村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.2	中 9.2		
		（３）上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.4	純 6.0	純 5.2		
ふ	袋倉	全域	30	1.1	純 2.8	純 8.8	純 4.8	純 4.2		
ほ	干俣	万座温泉	40	1.1	純 4.8	純 8.8	純 4.7	純 5.3		
		上記以外の地域	30	1.1	純 4.6	純 8.7	純 4.4	純 4.4		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道 1 4 4 号線沿、 村道三原中央線沿			純 4.4	純 12				
		2 上記以外の地域			純 4.0	純 9.2				
		上記以外の地域								
		1 国道 1 4 4 号線沿、 村道三原中央線沿	30	1.1	中 5.9	中 16	中 11	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.3	純 11	純 4.7	純 4.7		